

令和 5 年第 2 回

各務原市議会臨時会議案

令和 5 年 5 月 2 4 日

目

次

専第 1 号	専決処分の承認について（各務原市税条例の一部を改正する条例）	1 頁
専第 2 号	専決処分の承認について（令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 号））	別冊
議第 3 7 号	令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

専第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 24 日報告

各務原市長 浅 野 健 司

専決第 3 号

各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、各務原市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

各務原市長 浅 野 健 司

各務原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

各務原市長 浅 野 健 司

各務原市条例第 1 5 号

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和３８年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３６条第１項中「によって」を「により」に改める。

第３９条第２項中「においては」を「には」に改める。

第８１条の４第１項及び第５項並びに第８２条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第７条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第９条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第９条の２中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」に改める。

附則第９条の３第３項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１６項を次のように改める。

１６ 法附則第１５条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第９条の４第１２項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第７条第１３

項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の2を削り、附則第14条の2の2を附則第14条の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3

年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の各務原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）

（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条

例による改正前の各務原市税条例附則第 14 条の 2 及び第 14 条の 6 第 3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 15 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 9 条の 2 の規定の適用については、同条中「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 4 3 項」とする。